

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除	(環境管理課)	五五 <sup>ペ</sup>
指定納付受託者の指定	(文化伝承課)	五五
主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正	(農産園芸課)	五六

## 告 示

岐阜県告示第六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和六年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部

### 二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

### 三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称 及び住所又は事務所の 所在地	指定納付受託者 の指定をした日	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定納付受託者に 歳入を納付させる 期間
飛騨信用組合 高山市花岡町一丁目一 三番地一	令和六年一月四 日	岐阜県高山陣屋の 入場料	令和六年四月一日 から令和七年三月 三十一日まで

岐阜県告示第六十二号

主要農作物の奨励品種に関する告示(平成三十年岐阜県告示第二百十一号)の一部を  
次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

二の表小麦の項中「及びさとのそら」を「さとのそら及びタマイズミR」に改め、  
同表六条大麦の項中「ミノリムギ及び」を削り、「さやかぜ」の下に「及びファイバー  
スノウ」を加える。

令和六年二月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社